

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です（厚生年金加入者を除く）。

● 国民年金のメリット

- ・老後を支える終身保障 「老齢基礎年金」が受け取れる一生涯の保障です。

- ・万が一の障害や遺族を保障 老後だけでなく現役世代の保障もあります。

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 納めた保険料の全額が所得から控除されます。

- ・付加保険料制度 定額保険料に400円／月を上乗せすることで、将来受け取る年金額を増やすことができます（付加保険料の納付は申し込んだ月から開始されます）。

- ・毎月の保険料が払えない時は、免除猶予制度 50歳未満の方

- ・所得税などの軽減 紳士年金加入者を除く）。

民生委員・児童委員が厚生労働大臣から委嘱されました

問 (市)福祉課 総務・監査係

▶任期 令和7年12月1日～令和10年11月30日(3年間)

▶職務 援助を必要とする人の生活に関する相談に応じ、助言、指導するほか、福祉サービスを適切に利用するための必要な情報提供、援助に務めます。また、住民福祉の増進を図るために活動を行います。(敬称略)

担当地区	氏名	担当地区	氏名	担当地区	氏名
三木地区		西這田北	小舟 史代	青山2丁目	西畠 稔嗣
君が峰	前野 寿美子	西這田南	戸田 真智子	青山5・7丁目	尾上 劍
大塚	村上 朱美	花尻	生田 泰則	青山6丁目	橋 由利
大塚県住	立助 秀昭	石野	小林 守	自由が丘地区	
東紫美ヶ丘	戸川 理恵	下石野	上田 美紀	あさひが丘(自由が丘本町1丁目)	小泉 昭一
宿原松が丘	安隨 順治	正法寺・和田	田中 久司	自由が丘本町2丁目	後迫 利治
芝町	宿原 松が丘	相野	山本 義弘	自由が丘本町3丁目	岡部 幸子
大手	いづみ	朝日ヶ丘北	天谷 増美	幸森 昭雄	林 孝純
東條町	福寄 勇	十河 一彦	自由が丘西	野中 平	
新町	中井 啓之	朝日ヶ丘南	松本 英一	植村 委美	
大宮	岡本 典子	志染地区	学校北	大槻 豊子	
下村	岸本 博介	戸田	藤井 晃正	藤井 泰子	
上町	大宮 久保	会田	曾田 道雄	免古地 裕子	
宮前	岡野 清和	三津田	中谷 邦明	中自由が丘1丁目	増本 啓子
仙宮	志智 久美子	御坂	岡本 徳太郎	中自由が丘2丁目	加藤 和好
中町	藤尾 好弘	大谷・井上	稻本 佳志	白菊	田中 宏実
丸一	木下 隆雄	志染中・安福田	井上 多恵子	自由が丘北	藤本 洋一郎
下町	岩谷 和代	窟屋	告野 嘉昭	矢野 源四郎	
前田	塗 雅子	高男寺・細目・四合谷	西脇 利幸	あかねが丘	佃 和哉
栄町	井上 拓也	東吉田	財田 道彦	四方 順夫	
新宿	岩崎 和成	吉田	森田 直道	吉川地区	
末広	岸本 浩美	細川地区	稻田・緑台	小東 泰彦	
神明	久米 多美子	大二谷・入野	有馬 ちさと	金会	岩崎 正勝
大開	進藤 純	小二谷・上南	井上 珠見	福吉・毘沙門	松原 主弥
ローレルハイツ三木	木本 寿都子	荻谷・下南・原坂	今安 稔	豊岡・南豊岡	南 照子
加佐西・加佐育英ハイツ	戸田 均	上芝原・鍛冶・下芝原・谷口	井上 仁志	南水上・北水上	貝阪 達弥
宿原	木下 敬子	増田・大柿・佐野	山口 忠男	楠原・奥谷	中久保 恵
与呂木・与呂木青葉台・平井	吉田 優	金屋・桃津	藤原 和臣	吉安上・吉安下・米田	岩内 正徳
久留美	子谷 正剛	高篠・高畑	木梨 一弘	大沢・大畑	岩波 康和
岩宮	岡本 吉弘	細川中上	小山 敏充	鍛治屋・貸潮	穂積 豊彦
跡部	藤原 太喜	細川中	齊藤 香澄	渡瀬・出晴・法光寺	村上 廣次
向陽園	杉本 さわゑ	脇川・西	五百藏 黙	山上・長谷・上松	宮下 友行
平田	藤本 公一	口吉川地区		田谷・湯谷・西奥	藤井 照之
	岡部 昭彦	久次	久保 仁	富岡・新田	堀尾 智
大村	中川 勝仁	里脇・横	川崎 道則	上荒川・福井・畠枝	佐々木 千友
	西垣 正則	大島	高橋 正俊	前田・上中	石田 善彦
鳥町	舟坂 昭仁	殿畠	藤枝 洋起	古川・実楽	広瀬 英明
	高田 光紀	南畠・保木	安居 幸一	古市・有安・ひばりが丘	高見 あゆみ
三木南地区		東・馬場・蓮花寺	十都 りみこ	みなぎ台北	武市 雅文
城山	荒川 益弘	梶原・東中	田中 良則	みなぎ台東・みなぎ台南	品川 邦子
さつき台	村岡 初美	西中・桃坂	大西 初代	主任児童委員	
ローレルハイツ北神戸	清水 みゆき	緑が丘地区	三木	吉田 直子	
小林桜ヶ丘	古結 知江子	緑が丘町本町	堀川 聖子	米村 弥生	
南ヶ丘	山田 真弓	緑が丘町1丁目	小林 美子	三木南	中西 純子
新広陽	富永 典子	緑が丘町1丁目	山西 勉	別所	大北 由美子
小林	森本 美佐子	緑が丘町2丁目	倉持 美奈子	志染	山内 英子
広野1・2丁目	藤原 啓子	緑が丘町3丁目	真木 千春	細川	岡本 まり子
広野3・4丁目	土佐 ふみ子	浅和 直子	口吉川	中井 靖子	
広野5~8丁目	藤本 万里子	緑が丘町2丁目	石本 民江	緑が丘・青山	森口 恵子
別所地区		緑が丘町3丁目	小谷 眞理子	自由が丘	益田 俊幸
高木	前田 千春	緑が丘町4・5丁目	笹谷 正康	吉川	杉原 千二三
高木県住	久保田 佳代子	青山地区	青山1丁目	山城 あゆみ	
東這田	守澤 秀幸		森 由美子		

令和7年12月1日現在の決定地区のみ掲載しています

問 (市)福祉課 総務・監査係

▶任期 令和7年12月1日～令和10年11月30日(3年間)

▶職務 援助を必要とする人の生活に関する相談に応じ、助言、指導するほか、福祉サービスを適切に利用するための必要な情報提供、援助に務めます。また、住民福祉の増進を図るために活動を行います。(敬称略)

(敬称略)

す。

す。